

チャイルドシート助成制度

——今年3月で終了します——



申請はお早めに

鳥取市が平成十一年度から実施してきたチャイルドシート助成制度は、今年3月で終了します。条件を満たす世帯の人は、早めに申請をしてください。

助成条件
4歳以下の子どもが2人以上いる世帯であること（1世帯1回限り）
チャイルドシートを購入し

ていること。
ジュニアシートの場合、一部対象外のものがあります。助成額

チャイルドシート購入費（1台分）の半額を助成（上限1万円）
問い合わせ先 まちづくり推進課（☎20 3158）
申請期限
3月29日（金）午後5時
申請の時点で助成条件をすべて満たしていることが必要です。

職場の医療保険（健康保険、船員保険など）に加入しているか、生活保護を受けている人以外は、すべて現在住んでいる市町村の国民健康保険に加入しなければなりません。会社などを退職して職場の医療保険の資格がなくなった場合などは、直ちに国保加入の義務が生じます。2週間以内に加入手続きをしてください。



保険証の加入・喪失の届け出はお早めに

国保への加入届け出が遅れると、保険料は届け出の時点ではなく、資格取得の時点までさかのぼって計算されるため、一度に負担がかかります。また退職後20日以内であれば、任意継続制度の利用ができる場合もあります。どちらを選択すれば良いのかなどの相談も兼ね、早めに届け出をしてください。

また、すでに他の医療保険に加入していながら国保の資格喪失届をしていない場合も、早めに届け出をしてください。

問い合わせ先 保険年金課（☎20-3203）

いよいよ申告の時期となりました。申告期間中は窓口が大変混雑するため、例年待ち時間が長くなっています。市役所ではパソコンを導入するなど、申告時間の短縮を図っています。申告においてになるみなさんも次の点についてご協力をお願いします。



【市・県民税】

申告書は自分で計算し、自分で作成しましょう！

農業などの事業所得・不動産所得のある人は、事前に収支計算（収入、経費の計算）をしていただくこと

医療費控除を受けられる人は、事前に支払った医療費を計算していただくこと

申告相談後の申告書はご自分で作成していただくこと

出張申告の日程や各種控除額一覧など申告に関する詳細については、市報1月15日号に掲載しています。

問い合わせ先 市民税課（☎20 3124）

春の全国火災予防運動 3月1日～7日



3月・4月は空気が乾燥し火災が起こりやすい時期です。鳥取市では、昨年中64件の火災が発生し、この時期にはその約3割にあたる22件が集中しています。そのうち、空き地の枯草などに燃え広がった火災は7件です。火の取り扱いには十分注意しましょう。